

開会 平成21年3月6日  
 閉会 平成21年3月12日  
 開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月6日）

出席議員 8名  
 1番 久慈省悟 君 2番 藤山 田 修 一 君  
 3番 久木村 倉 君 4番 山本 館 清 剛 君  
 5番 青木 本 君 6番 松本 松 淳 司 君  
 7番 坂本 君 8番 久松 山 本 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
 村長 古川 正隆 君  
 教育長 職務代行 佐々木 京太郎 君  
 会計管理者 木村 春美 君  
 総務課長 八戸 通正 君  
 総務課調整監 八戸 清純 君  
 住民生活課長 八戸 青木 君  
 住民生活課調整監 八戸 青木 君  
 産業振興課長 坂青 君  
 代表監査委員 坂青 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名  
 事務局 太田 信雄 君  
 議会事務局 中川 悟 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名  
 6番 松本 淳 司 君  
 7番 坂本 本 君

議事日程（第1号）

- 第1号 会議録署名議員の指名
- 第2号 会期の決定
- 第3号 諸般の報告
- 第4号 施政方針・行政報告
- 第5号 議案の上程・提案理由の説明
- 議案第2号 蓬田村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第3号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 議案第4号 蓬田村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第5号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 蓬田村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 蓬田村職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 蓬田村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案
- 議案第11号 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 村営土地改良事業の施行について
- 議案第17号 平成20年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）案
- 議案第18号 平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第19号 平成20年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第20号 平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第21号 平成20年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第22号 平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第23号 平成21年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第24号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第25号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第26号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計予算案
- 議案第27号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第28号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第29号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

|     |        |                                    |
|-----|--------|------------------------------------|
|     | 議案第30号 | 平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案             |
|     | 議案第31号 | 平成21年度蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
|     | 議案第32号 | 平成21年度蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第6  | 議案第2号  | 蓬田村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案       |
| 第7  | 議案第3号  | 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案             |
| 第8  | 議案第4号  | 蓬田村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 第9  | 議案第5号  | 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案    |
| 第10 | 議案第6号  | 蓬田村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案     |
| 第11 | 議案第7号  | 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案     |
| 第12 | 議案第8号  | 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案          |
| 第13 | 議案第9号  | 蓬田村職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案       |
| 第14 | 議案第10号 | 蓬田村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案              |
| 第15 | 議案第11号 | 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案        |
| 第16 | 議案第12号 | 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案       |
| 第17 | 議案第13号 | 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案               |
| 第18 | 議案第14号 | 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案             |
| 第19 | 議案第15号 | 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案           |
| 第20 | 議案第16号 | 村営土地改良事業の施行について                    |
| 第21 | 議案第23号 | 平成21年度蓬田村一般会計予算案                   |
| 第22 | 議案第24号 | 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案           |
| 第23 | 議案第25号 | 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案             |
| 第24 | 議案第26号 | 平成21年度蓬田村老人保健特別会計予算案               |
| 第25 | 議案第27号 | 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案            |
| 第26 | 議案第28号 | 平成21年度蓬田村介護保険特別会計予算案               |
| 第27 | 議案第29号 | 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案             |
| 第28 | 議案第30号 | 平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案             |

午前9時45分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより平成21年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

— 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久慈隆一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により6番松本淳司君、7番坂本 豊君を指名します。

— 日程第2 会期の決定

○議長（久慈隆一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月12日までの7日間と決定したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月12日までの7日間と決定しました。

— 日程第3 諸般の報告

○議長（久慈隆一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より3月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました、陳情第1号国外で作成された歯科医療用補てつ物（入れ歯等）の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長職務代行者、代表監査委員、会計管理者、各課長、各調整監並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 施政方針・行政報告

○議長（久慈隆一君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） それでは、施政方針並びに行政報告をいたします。

多くの町村は農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきました。町村がはたしてきた価値が正しく認識され、農山漁村で人々が暮らし続けるための条件を損なうことのないよう、私たちの大事な村を豊かにしていくことが私たち行政を預かる者の責務であります。

平成の大合併により2,500余あった町村は1,000まで急減いたしました。少子・高齢化や人口流出、財政難を理由に、三位一体改革という得体の知れない国民軽視の改革に踊らされ合併が進行してきました。地域の連帯感、助け合い、コミュニティーを崩壊してしまつたのであります。また、都市と地方の格差は広がるばかりであります。このような危機的状況を打破し、町村事業のコミュニティーを守り抜くために、地域の特性を生かした施策を展開しながら豊かな住民生活と個性あふれる蓬田村をつくってまいり所存であります。そのためには何といたっても財政をしっかりと確立して、いかに効率の上がる政策を実行していくかであります。

まずは、村の基盤産業である農林水産業の振興であります。自由貿易が進行して農産物の流通もますます激しく、日本のような小規模農家の多い国では経営が成り立たなくなつてきております。そこで、直接所得補償制度を中心に据えて農家の生活を守ることがこれからの政治課題になってくると思います。農家所得が減少していく中で緑ネット事業は地域活性化に大いに貢献するとともに、所得向上にも役立っております。今後も継続していかねばなりません。地産地消を進めていくためには農業、漁業者とも新しい商品開発を促進していく必要があります。また、畑作物についても計画的に栽培していく必要があります。村内には村主導でつくったマルシェ、よもぎ温泉、また「よもっと」など地元商品売っている村の直売所があります。まだまだ品不足であり、もっともっと拡大していかなければなりません。

漁業はホタテ貝養殖を中心に繁栄してきました。ナマコ、ウニなどの需要もますますふえております。これらの養殖事業も今後大きな収入源になっていくものと思われまふので、漁業関係者と協議しながら研究していかねばなりません。

保育園から小学校、中学校一貫した保育、そして教育が確立しております。その成果は徐々にあらわれております。学業、スポーツ、文化・芸術活動ともに成果が出ています。保育園については、先生方の頑張りもありまして定員を大幅に超え、最終的には70人を優に超えてまいります。今後は古くなってしまった給食センターの改築で子供たちに安全な給食の提供をしていくこととあります。これからの大きな課題として挙げたいと思います。

日本の人口は減少へと向かっています。出生率が1.3%を切った現在、国も地方も人口減少に歯どめをかけるためにさまざまな政策を打ち出しております。我が村でも減少に歯どめはかからず、今後の大きな課題となっております。そこで、医療・福祉制度を充実したものにしていかなければなりません。まずは国の制度を利用することはもちろん、村としても国の制度に肉づけをして充実したものにしていきたいと思ひます。

妊婦健診14回分を無料化いたします。乳幼児から中学校3年生まで所得制限を設けず全額無料化いたします。これからの政策により子供を持つ家庭が安心して子供たちが病院通いをして診察を受けることができるものと思ひます。妊婦健診の無料化は母子ともに安全で安心して子供たちを産み育てる体制をとることとあります。家族が生活苦のため行きたくても病院へ行けない、考えられないような事故が多発している現状をつくってはなりません。安全な環境で安心して子供を産み育てる環境をつくってまいりたいと思ひます。その

ほかに住民の健康を守るため公費負担の充実を図っていきます。  
現在の村営住宅は今日の文化生活に合わなくなってきております。近年は毎年のように改築を重ねてきましたが、もはや限界であります。よって、これから議会とも十分協議しながら財政を検討し、そして前向きに考えていきたいと思っております。今日の不況はまだまだ続くものと思われま。これらの難局に立ち向かっていくとともに、これを実行していくためには私の責任のもとで実行していくつもりであります。よって、10月ごろに予定される村長選挙に再度出馬することを申し上げ所信の一端といたしたいと思います。ありがとうございます。

続いて、12月定例議会以降の行政報告についてであります。

1月5日、平成21年御用始めを行いました。  
1月14日、蓬田村国保運営委員委嘱状の交付式が行われました。  
1月22日、蓬田村表彰式がふるさと総合センターで行われました。  
1月28日、蓬田村地域水田農業推進協議会を開催いたしました。  
1月31日、蓬田村漁業協同組合が事業主体で建設されました、かご洗浄機の竣工式に出席をいたしました。

2月1日、蓬田村消防団出初め式が行われました。  
2月9日、臨時会が開催されました。  
2月18日、連合自治会総会が開催されました。  
2月20日、県町村会定例会が開催されました。  
2月26日、蓬田村地域活性化シンポジウムが開催されました。  
3月5日、蓬田中学校の卒業式が行われ、32名の生徒が高校などへ巣立っていきました。

以上、簡単ではございますが、行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

## 一 日程第5 議案の上程

○議長（久慈隆一君） 日程第5、議案の上程。

今期定例会に提出されております議案31件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 平成21年蓬田村議会第1回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案31件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第2号蓬田村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行並びに「証券取引法」を「金融商品取引法」に改正したことに伴い提案するものであります。

議案第3号蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案は、統計法が全部改正され、平成21年4月1日から施行されることに伴い提案するものであります。

議案第4号蓬田村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、民法の改正並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等公益法人制度改革三法の施行に伴い提案するものであります。

議案第5号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、平成20年度人事院勧告に基づき、平成21年4月1日から本村職員の勤務時間を改定するため提案するものであります。

議案第6号蓬田村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案は、独立行政法人国際協力機構法の改正に伴い提案するものであります。

議案第7号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の改正に伴い提案するものであります。

議案第8号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い提案するものであります。

議案第9号蓬田村職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、蓬田村職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当を減額するため提案するものであります。

議案第10号蓬田村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案は、平成21年度の介護従事者処遇改善に伴う介護給付費及び予防給付に要する費用に充てるための基金を設置するため提案するものであります。

議案第11号蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案は、医療費の公費負担の対象を中学校3年生まで拡大するとともに、所得限度額を廃止することに伴い提案するものであります。

議案第12号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い提案するものです。

議案第13号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法の改正に伴い提案するものです。

議案第14号蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、児童福祉法等の一部改正に伴い提案するものです。

議案第15号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案は、道路法施行令の改正及び日本鉄道建設公団の解散に伴い提案するものであります。

議案第16号村営土地改良事業の施行については、平成21年度において阿弥陀川地区基盤整備事業を村営で施行するため提案するものであります。

議案第17号平成20年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）案につきまして、ご説明いたします。

今回の補正予算案は、歳入歳出ともに各事務事業の実施内容がほぼ決定したものについてそれぞれ補正措置を行っているものであります。

歳入の主なるものは、地方交付税1億6,493万9,000円、国庫支出金344万6,000円などが増額となっております。また、県支出金311万4,000円などが減額となっております。

次に、歳出の主なるものは、総務費では財政調整基金積立金など1億7,108万9,000円

、民生費で 172万円の増額となっております。また、衛生費で 658万 1,000円、消防費で 126万 8,000円の減額となっております。

このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに 1億 6,585万 6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ 22億 5,061万 2,000円となるわけでありす。

議案第18号平成20年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入では繰入金 41万 6,000円の増額、歳出では総務費で 41万 6,000円の増額となります。

この結果、歳入歳出ともに 41万 6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ 2,034万 7,000円となるわけでありす。

議案第19号平成20年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入では国庫補助金 69万 3,000円の増額、繰入金 393万 7,000円の減額となっております。歳出では総務費 69万 3,000円、諸支出金 293万 6,000円の増額となっておりますが、介護給付金 427万 9,000円、基金積立金 259万 4,000円の減額となっております。

この結果、歳入歳出ともに 324万 4,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ 4億 7,283万円となるわけでありす。

議案第20号平成20年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案ですが、歳入では繰入金と諸収入を合わせて 148万 1,000円の増額となっております。また、歳出では総務費で 148万 1,000円の増額となっております。

この結果、歳入歳出ともに 148万 1,000円の増額となります。予算規模は歳入歳出それぞれ 6,641万 9,000円となるわけでありす。

議案第21号平成20年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案ですが、歳入では国庫補助金 52万 5,000円、繰入金 139万 7,000円の増額となっております。歳出では総務費 192万 2,000円増額となっております。

この結果、歳入歳出ともに 192万 2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ 3億 5,341万 7,000円となるわけでありす。

議案第22号平成20年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）案ですが、歳入では繰入金 457万 5,000円の減額、繰越金 90万円の増額となっております。また、歳出では総務費で 367万 5,000円の減額となっております。

この結果、歳入歳出ともに 367万 5,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ 1億 3,933万 8,000円となるわけでありす。

議案第23号平成21年度蓬田村一般会計予算案をご説明いたします。

予算総額は 19億 1,346万 5,000円となり、前年度当初比較では 1.8%の増額となっております。

歳入の主なるものは、村税 2億 865万 9,000円、地方譲与税 3,982万円、地方消費税交付金 2,249万 9,000円、自動車取得税交付金 1,220万 6,000円、地方交付税 10億 9,000万円、国庫支出金 6,322万 7,000円、県支出金 1億 1,356万 6,000円、繰入金 2億 383万 1,000円、諸収入 4,244万 7,000円、村債 7,350万円などでありす。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費 5,245万 5,000円、歳出全体に対する構成比は 2.7%となっております。

総務費 3億 7,400万円、歳出全体に対する構成比は 19.5%となっております。この中には企画費において第三セクター貸付金が 3,000万円、選挙費において蓬田村長選挙費 208万 8,000円、衆議院議員選挙費 336万 6,000円などを計上しております。

民生費 4億 4,514万 1,000円、歳出全体に対する構成比は 23.3%となっております。主なるものは自立支援給付費 3,780万円など社会福祉、老人福祉、児童福祉関係の経費とともに国保、後期高齢者医療並びに介護保険特別会計への繰出金等を計上しております。

衛生費 2億 2,705万 8,000円、歳出全体に対する構成比は 11.9%となっております。主なるものは青森地域広域事務組合負担金 8,385万 3,000円、妊婦一般健康診査委託料 142万 7,000円、乳幼児・児童医療費 550万円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金

634万 8,000円、簡易水道事業特別会計への繰出金 9,223万 9,000円、その他予防費、母子衛生費、健康増進事業費等を計上しております。

農林水産業費 8,832万 2,000円、歳出全体に対する構成比は 4.6%となっております。

主なるものは、農業費では阿弥陀川地区排水路整備工事費、県営高根地区一般農道整備事業などを合わせて 8,147万 9,000円、林業費 125万 1,000円、水産業費 559万 2,000円を計上し、産業基盤の整備を推進するものでありす。

商工費 1,114万円、歳出全体における構成比は 0.6%です。内容は、ふるさと雇用再生特別交付金事業委託料 800万 4,000円を含め、商工業の振興と観光振興に関する経費を計上しております。

土木費 6,331万 7,000円、歳出全体における構成比は 3.3%です。主なるものは、道路橋りょう費として村道 6-2-2号線拡幅工事費及び住民の生活路線である村道の維持・補修、除排雪費等の経費など 4,413万 6,000円、河川費として 261万 5,000円、住宅費として 992万 7,000円を計上しております。

消防費 7,996万 9,000円、歳出全体における構成比は 4.2%であります。主なるものとしては、青森地域広域消防事務組合分担金として 6,336万 7,000円、その他消防団や防災に関する経費を計上しております。

教育費 1億 2,581万 9,000円、歳出全体における構成比は 6.6%でございます。その内容として、教育総務費では英語指導助手関係費のほか合わせて 3,537万円、小学校費 2,066万 3,000円、中学校費 1,999万 7,000円、幼稚園費 111万 9,000円、社会教育費 3,543万 2,000円、保健体育費においては学校給食センター特別会計への繰出金など

1,323万 8,000円を計上いたしております。

公債費 4億 4,536万円、歳出全体における構成比は 23.3%です。

平成21年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、前年同様厳しい財政状況に変わりではなく、限られた財政の中で本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

平成21年度は、国が現在の不況対策として多岐にわたる事業を計画しており、本村においても今後の動向によってはさらなる事業実施が見込まれます。

これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいりたいと思います。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願い申し上げます。

議案第24号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案ですが、予算総額は2,035万8,000円となり、前年度比較では3.4%の増額となります。歳入では給食費負担金1,247万2,000円、一般会計繰入金786万6,000円が主なるものであります。歳出では総務費786万6,000円、給食費1,249万2,000円となっております。

議案第25号平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案ですが、予算総額は4億6,338万3,000円となり、前年度比較では0.6%の増となっております。歳入の主なるものとしては、国民健康保険税1億914万9,000円、国庫支出金1億5,548万8,000円、療養給付費交付金1,783万5,000円、前期高齢者交付金7,532万2,000円、県支出金2,674万円、共同事業交付金4,000万円、繰入金3,782万5,000円となっております。歳出の主なるものは、保険給付費3億923万円、後期高齢者支援金4,865万3,000円、介護納付金2,800万円、共同事業拠出金5,340万4,000円、保険事業費335万7,000円となっております。

議案第26号平成21年度蓬田村老人保健特別会計予算案ですが、予算総額は145万2,000円となり、前年度比較では96.6%の減額となっております。これは平成20年度から新たに後期高齢者医療制度が開始したことからの減額となるものであります。歳入の主なるものは、支払基金交付金77万5,000円、国庫支出金41万7,000円、県支出金10万4,000円、繰入金14万1,000円などであり、歳出の主なるものは、医療諸費140万円、諸支出金2万1,000円などであり、

議案第27号平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案は、予算総額は7,056万5,000円となり、前年度比較では8.7%の増額となっております。歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料2,005万1,000円、繰入金5,035万2,000円などであり、歳出については、総務費99万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金6,950万8,000円などであり、

議案第28号平成21年度蓬田村介護保険特別会計予算案ですが、予算総額は3億7,412万5,000円となり、前年度比較では9.2%の増額となっております。歳入の主なるものは、保険料6,241万7,000円、国庫支出金9,364万8,000円、支払基金交付金1億375万4,000円、県支出金4,391万2,000円、繰入金7,037万6,000円であり、歳出については、総務費2,482万8,000円、保険給付費3億4,127万5,000円、地域支援事業費800万円などとなっております。

議案第29号平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案につきましては、予算総額は1億4,440万4,000円となり、前年度比較では0.9%の増額となっております。歳入の主なるものは、使用料及び手数料5,215万4,000円、繰入金9,223万9,000円であり、歳出については、総務費1億4,440万4,000円となっております。主なる内容は維持経費と起債の償還金及び利子であります。

議案第30号平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案は、予算総額は3,288万9,000円となり、前年度比較では14.3%の減額となります。歳入の主なるものは宅地造成地売払収入3,273万4,000円であり、歳出については、一般会計への繰出金3,104万8,000円、その他分譲地の販売促進対策の経費を計上しております。

議案第31号及び議案第32号蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げますが、細部につきましては私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） 次に議案の審議を行います。

#### 一 日程第6 議案第2号 蓬田村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第6、議案第2号蓬田村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 議案第2号、蓬田村長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願いたいと思います。

細くなる説明は省きますが、今回の改正は、関係する法律の改正によりまして、これまで郵便貯金は「郵便貯金」と表示しておりましたが、それを「貯金」というふうにするのと、「（株券にあっては）」という部分を「（株券（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）」に改めるものであります。以上であります。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 一 日程第7 議案第3号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第7、議案第3号蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。  
○総務課長（八戸通正君） 議案第3号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。  
次のページをお開き願います。  
今回の改正は、この条例に関係している統計法が全部改正されたことにより準用しておりますが先が変更となったため改正するものであります。  
なお、「相当の機関」のこの「機関」の字句、これを修正するという、この2点でございます。以上でございます。  
○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。  
これより、議案第3号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）  
○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

— 日程第8 議案第4号 蓬田村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第8、議案第4号蓬田村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。  
これより内容の説明を求めます。総務課長。  
○総務課長（八戸通正君） 議案第4号、蓬田村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。  
次のページをお開き願います。  
この条例は、法律、民法等を準用しておったわけではありますが、その民法が改正され、準用している先の規定が削られたため、地方自治法等別の規定を準用するように改正したものであります。以上であります。  
○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。  
これより、議案第4号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）  
○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第5号 蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第9、議案第5号蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。  
これより内容の説明を求めます。総務課長。  
○総務課長（八戸通正君） 議案第5号、蓬田村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。  
次のページをお開き願います。  
今回の改正は、平成20年度の人事院勧告、これがございまして公務員の勤務時間、これが変更というふうに勧告があったわけございまして、それに倣いまして蓬田村も4月1日から1日当たり「8時間」であったものを15分短縮して「7時間45分」というふうに短縮するものであります。この条項の中には1日当たり及び1週間当たりとかさまざまございましてけれども、基本は1日当たり7時間45分とするものであります。以上であります。  
○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。7番坂本 豊君。  
○7番（坂本 豊君） まず、この改正によって勤務時間は何時から何時までになるのか、一般の職員は、これをまず質問いたします。  
○議長（久慈隆一君） 総務課長。  
○総務課長（八戸通正君） お答えいたします。  
勤務の開始と終わりは従前同様8時15分から17時まででございます。以上です。  
○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。  
○7番（坂本 豊君） お昼休みは多分1時間だと思わわけですが、住民の方から昼休みのことで問い合わせが1件ありました。まず、一般の方がお昼休みを利用して役場に用事に来たときに担当者がいないという苦情があったわけですね。それでお伺いしたいんですが、お昼休みでも、まず会社に勤務している人たちが役場に用事を足しに来たときに対応できる体制というのはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。  
○議長（久慈隆一君） 総務課長。  
○総務課長（八戸通正君） お答えをいたします。  
職員はお昼時間も対応するようにしております。たまたまその職員がそれぞれそそ休暇をとっていたのかもしれませんが、職員は対応するようにしております。以上です。  
○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。  
○7番（坂本 豊君） 特に全員がもちろん職場にはいないわけで、1時間の休憩時間を与えるようにというふうに条例ではなっているわけですね。6時間を超えて勤務させる場合は1時間休憩をとらなければならないというふうに条例にはなっているわけですね。ただ、もう一つは、この第6条の3項には規則の定めるところにより休憩時間を一斉に与え

ないことができるというふうになっているわけで、お昼休み等でも勤務時間をずらすなどをして対応できるようにすべきではないかと思ったわけですが、今総務課長が対応できるというふうに答弁したわけですが、全課でそういう対応がなされているのであれば問題はないのですが、まずいつ来ても対応できるということによろしいのか、再度確認して質問を終わります。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 全課ともお昼休みも対応するようにしております、現状。以上です。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。6番松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 職員の勤務時間でのお昼休みの対応ということでお伺いしたいんですが、具体的な職員に対する指導なりシフトなりというのは敷かれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 具体的に明文化はしておりませんが、職員がそのように対応するようにということでは指導しております。以上であります。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 職員の方々の昼の対応の仕方というのは、食事しに家に帰る方もいるし、食堂へ出向く方もいるし、庁舎内で昼食をとっている方もいる。で、来て昼にもよかったという住民の方も確かにあります。しかし、昼行っても担当者がだれもいなかったという場合もあるし、そういう住民サービスということの徹底ということを考えて場合、昼でも行ったら必ず対応してくれるという住民に安心感があれば別なんですけれども、たまたま行ったら対応してくれたから自分はよかったと、行ったらいなかったからだめだったと、そういう対応であれば、我々が今の総務課長のお答えをそのまま住民の方に、昼でも十分対応しますということをお伝えしたとしても、行ってもいなかったという、そういう苦情が結構絶えないわけです。しかし、確認すると昼でも対応するようにしていますという、そういうお答えになるわけですが、その辺、すべての人が対応するというのは不可能に近い話で、せめて受け付けして、その用件を伺って、どのように対応するか、どのように住民に対して返答するかということを実際に対応できるようなシフトというのを明確にする必要があると思うわけです、住民に対して昼でも対応しますよということを明言しているわけですから。その辺をもう一度確認したいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） お答えいたします。

お昼の昼食のとり方については、実は規定できないものであると私は考えております。それは事務室外で食事をとられることも食堂でとられることも、これは事務室内で全部とりなさいというふうには規定できないものと考えております。それで、各課にはお昼時間もそういう結局食堂に食べに行く方もあるわけで、それでも各課にはだれかがいて、お客さんが来たら、それぞれ用件を聞いて、その用件が十分満たされるようにしてほしいということで各課長等に指導しているところであります。以上です。

○議長（久慈隆一君） 松本淳司君。

○6番（松本淳司君） 今提案されている条例というのは昼の休憩時間が12時から1時までということになるわけで、ちょうどお昼休みの1時間が休憩時間と。この間、役場側としても職員の拘束というのはできないということも条例ではつきたうたっているわけでありまして、ですから職員に対してできるだけそのように対応しなさいよというお願いで終わるということになっているかと思っております。ですから、その間、必ずいなければならないという理由もはっきりしないわけで、それが結果的に住民が行ったらラッキーだった、アンラッキーだったという結果を招いているわけで、その辺をサービスで対応しろとかなんとかということじゃなくして、課の中で昼休みのこの時間を1時間ずらして対応する、確実に対応してくれる人を置くなり勤務時間内での対応ということをきちんとして整理して確実に対応できるシフトというのにはしていないのか、対策をお伺いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 議員もご存じのとおり、今後そういうことについて、議員が要望していることについて条例で書くとかそのようなことは不可能だと思います。いずれにしても、先ほど議員がご要望になったように例えば半分がお昼休みを1時間ずらすとか、そのようなことまではいかなくとも、各課にだれかがいるようには各課長が指導しておるはずでございまして、その分、例えばあることについて、これこれ用事を足したいと来た場合、担当者がいなければ担当者を呼びに行ったり、そのようにして対応しているわけでありまして。このことは半分ずついなくなっても同様な状態が生じるわけでございまして、その辺は指導をまたさらにきっちりしていきたいと思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

— 日程第10 議案第6号 蓬田村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第10、議案第6号蓬田村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 議案第6号、蓬田村職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。



次のページをお開き願います。  
5条中云々とございますが、今回の改正は独立行政法人国際協力機構法が改正されたので、この条例で準用している先が変わったため、このように改正するものであります。以上であります。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

— 日程第11 議案第7号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第11、議案第7号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 議案第7号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案をご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

今回の改正については、関係法律の改正に伴うものでございますけれども、題名自体も変わります。題名が「公益法人」、こういう名称から「公益的法人」、それから「職員」が「蓬田村職員」というふうになります。それから、第1条中についても「公益法人等」が「公益的法人」、これも法律改正によるものでございます。以上であります。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

— 日程第12 議案第8号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第12、議案第8号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 議案第8号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

先ほど議案第5号で可決いただきました内容と同様に、職員の勤務時間の「8時間」を15分短縮した「7時間45分」に改めるということで、4月1日から施行するというふうな内容でございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

— 日程第13 議案第9号 蓬田村職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第13、議案第9号蓬田村職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸通正君） 議案第9号、蓬田村職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

次のページをお開き願います。

今回の改正でございますが、蓬田村独自に職員の給与を2%から5%カットしておりましたが、カットの度合いを1%ずつ緩和して、期間をさらに1年間延長するというものでございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。1番久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 1年間延長するということは1%を回復させる、今まで5%から、多い人で5%、それを4%にするという意味でございますね。

- 議長（久慈隆一君） 総務課長。  
○総務課長（八戸通正君） お答えいたします。  
4月1日から1年間、5%であった人間については4%、4%であった人間については3%と、それぞれ1%ずつ緩和するものであります。以上です。  
○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論は賛否を明らかにした上で発言してください。  
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。  
これより、議案第9号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）  
○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

- 一 日程第14 議案第10号 蓬田村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案  
○議長（久慈隆一君） 日程第14、議案第10号蓬田村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案を議題とします。  
これより内容の説明を求めます。住民生活課調整監。  
○住民生活課調整監（青木昭信君） 議案第10号、蓬田村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案についてご説明いたします。  
次のページをお開きください。  
この条例は、平成21年度の介護従事者処遇改善に伴って介護給付費及び予防給付に要する費用に充てるため基金を設置するための条例案でございます。  
第1条、介護従事者の処遇改善を図るといふ平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、蓬田村介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する。  
第2条として、基金として積み立てる額は、蓬田村が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。これは290万2,000円でございます。これは今の補正、一般会計の補正予算に計上しております。  
次のページをお開きください。  
附則でございますが、2項、この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額がある場合は、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に返納するものとする。以上でございます。  
○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。  
これより、議案第10号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）  
○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

- 一 日程第15 議案第11号 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案  
○議長（久慈隆一君） 日程第15、議案第11号蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。  
これより内容の説明を求めます。住民生活課長。  
○住民生活課長（八戸純一君） 議案第11号、蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。  
今回の条例の一部改正は、医療費の公費負担分を現在は小学校6年生まで実施しておりますけれども、これを中学校3年生まで拡充することと、あと所得制限を設けていたけれども、その所得制限も廃止しまして、ゼロ歳から中学校3年生までのすべての子供の医療費を、自己負担の分の医療費の公費負担をするということとあります。  
2ページ目、お開きください。  
第2条中、「中学校就学の始期に達するまでの者」を「中学校卒業の終期に達するまでの者」に改める。この規定が中学校3年生まで拡充するための規定でございます。  
それから次に、「第3条中、「第3条中」から別表、「を削除する。」までは所得制限を廃止するというこの条項であります。以上であります。  
○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） 質疑がないようですから質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。  
これより、議案第11号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）  
○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

— 日程第16 議案第12号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

- 議長（久慈隆一君） 日程第16、議案第12号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。  
これより内容の説明を求めます。住民生活課長。
- 住民生活課長（八戸純一君） 議案第12号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。  
今回の改正は、児童福祉法の一部改正に伴い改めるものでありまして、文言の整理を行うための一部改正であります。以上でございます。
- 議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。  
これより、議案第12号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）
- 議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

— 日程第17 議案第13号 蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案

- 議長（久慈隆一君） 日程第17、議案第13号蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。  
これより内容の説明を求めます。住民生活課調整監。
- 住民生活課調整監（青木昭信君） 議案第13号、蓬田村介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。  
次のページをお開きください。  
この条例は、介護保険法の改正に伴い改正するものでございます。  
第3条、平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。  
保険料でございますと前回、月額4,600円ございましたけれども、今回5,407円、月額807円の増となったわけでありまして、5,407円の内訳としまして、村が算定した額5,272円、それで今の介護従事者処遇改善費として国で負担する分135円、これ合わせて月額5,407円というふうになりました。この5,407円に1年分、12カ月分乗ずれば6万4,884円、これが年額保険料になるわけでございます。これに、1号から6号までありますけれども各号の負担率がございまして、まず、1号、2号、負担率は0.5です。それから、3号が0.75、4号、これは基準でありますので1.0でございます。5号が1.25、6号が1.5、この負担率を乗じていけば、ごらんのこの額に達するわけでございます。  
次のページをお開きください。  
平成21年度及び平成22年度における保険料率の特例でございます。  
第2条、平成21年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。  
先ほど申しました月額5,407円、それに介護従事者の処遇改善費135円、これは国において全額負担することになりますので5,407円から135円を差し引きます。差し引くと月額5,272円となります。この額に1年分、12カ月分を乗じてくだされば6万3,264円、これに先ほど申しました1号から6号までの各号の負担率を乗じていただければこの額となります。  
それから、2項、平成22年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。  
保険料5,470円、介護従事者処遇改善費135円の2分の1の額、68円、これが国で負担する額でございますので、この5,407円から68円を差し引きます。そうすると月額5,339円に1年分、12カ月分を掛けますと6万4,068円となります。先ほど来から申し上げていきますように、1号から6号の負担率をこれに乗じていただければこの額となります。  
以上でございます。
- 議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。1番久慈省悟君。
- 1番（久慈省悟君） 平成21年度の国の補助金と平成22年の補助金は、じゃあ半分になるといってよろしいでしょうか。
- 議長（久慈隆一君） 住民生活課調整監。
- 住民生活課調整監（青木昭信君） 平成21年度は135円、平成22年度はその2分の1、68円ということになります。
- 議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。  
これより討論を行います。坂本 豊君。
- 7番（坂本 豊君） この条例案に反対の立場で討論をいたします。  
理由は、保険料が前回3,000円から4,600円に大幅に引き上げられました。今回はまた5,407円に大幅な引き上げをします。これにより年金暮らしの高齢者にとっては負担が大き過ぎると思います。わずかな年金から介護保険料と、75歳以上の方からはさらに後期高齢者医療制度の保険料も天引きをされるわけですから、高齢者の生きるすべである年金から、このように有無を言わせず奪い取るような制度は欠陥以外にありません。高齢者いじめをしないで、長生きしてよかつたと言われる社会を築くことが民主主義政治ではありませんか。格差をますます広げる今の政治は、むき出しの弱肉強食であり、これから進まなければならない政治の道をころげ落ちていっていると思います。高額所得者のもうけをさらに進めるために国民からの収奪を強める今の政治に対して断固とした態度をとる必要があると思います。今の制度の改善を村長は国に強く求めることも含め、反対討論とします。

- 議長（久慈隆一君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。  
これより、議案第13号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立5名）  
○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

— 日程第18 議案第14号 蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

- 議長（久慈隆一君） 日程第18、議案第14号蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。  
これより内容の説明を求めます。住民生活課調整監。  
○住民生活課調整監（青木昭信君） 議案第14号、蓬田村国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。  
次のページをお開きください。  
第4条でございます。児童福祉法の規定により児童福祉施設、これは児童養護施設または乳児院とか児童自立支援施設等々の施設でございます、に入所している児童または小規模住宅型児童養育事業、これは今の改正児童福祉法によりまして新たに国によって事業化されたファミリーホーム型の制度でございます。これは要するに養育者の住居において5名から6名程度の要保護児童を養育する、そういう制度でございます。を行う者もしくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者としていない。要するに、これは児童福祉法の改正によりまして自立支援制度で措置することにより国保から除外されると、そういう規定でございます。以上でございます。  
○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）  
○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。  
これより、議案第14号を採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立7名）  
○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

— 日程第17 議案第15号 蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

- 議長（久慈隆一君） 日程第17号 議案第15号蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。  
これより内容の説明を求めます。産業振興課長。  
○産業振興課長（坂本久男君） それでは、議案第15号、蓬田村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案をご説明いたします。  
次のページをお開きください。  
国に準じて会計条項と占用料を改正するものです。  
まず、第4条第1項中の件ですが、「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。  
次のページをお開きください。  
別表の占用料でございます。いずれも減額になってございます。蓬田村に関係するところは占用物件の第2種電柱、第3種電柱、それから次のページの一番初めの外径が0.07メートル未満のもの、外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの、これは光ケーブルでございます、KDDIの占用している物件でございます。以上です。  
○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。7番坂本 豊君。  
○7番（坂本 豊君） この条例の改正によって幾らくらいの収入が減るわけですか。  
○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。  
○産業振興課長（坂本久男君） お答えします。  
まず、1本当たり400円、厳密に言いますと1本380円くらいの減額になります。それで、蓬田村として東北電力の第2種電柱で380本の本数ですので、まだ計算してございません。済みません。  
○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。  
○7番（坂本 豊君） これ第2種の電柱だけでなく、第3種もあるし、光ケーブルもあるので、総額で幾らくらい減収になるのか。そこだけちょっとだけ教えてもらえませんか。  
○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。  
午前11時00分 休憩

— 午前11時03分 再開

- 議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開いたします。  
産業振興課長。  
○産業振興課長（坂本久男君） 大変ご迷惑しました。  
電柱平均で見ますと14万4,000円の減となります。あとそれと光ケーブルの関係で約2万7,000円の減額ということになります。以上です。  
○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。2番藤田修一君。  
○2番（藤田修一君） このことについて村道に、農免道路に光ケーブル埋めた、どこだっけ、NTTじゃなくて……、入っているわけですね。それで、当時、農免道路できて間もないころに入ったわけですけども、当時はバイパスもなかったというふうなことで村

道に埋めたと思います。それで、当然アスファルトを切って埋めるわけですがけれども、そのやり方が非常に粗末であると。現在見れば、そこが完全に割れて、そこから草が生えてきているというふうなのは課長も見て知っていることだと思いますけれども、非常に、これは国で決めることですので減額されるのは仕方ないとしても、もう少しきれいにしてから減額してほしいというふうなことで、舗装のし直しを要望できないか課長、お願いします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） お答えします。

埋設ケーブルの工事の跡は、自然に地盤が下がったり事故につながるような場合であれば施工業者、要するにKDDIの方においてお願いして修繕はさせています。以上です。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

— 日程第20 議案第16号 村営土地改良事業の施行について

○議長（久慈隆一君） 日程第20、議案第16号村営土地改良事業の施行についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（坂本久男君） 議案第16号、村営土地改良事業の施行についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

今回、平成21年度において土地改良事業を村営で行うということをございまして、平成21年度に行う箇所の説明をいたします。

地区名は阿弥陀川、工種、排水路、事業量、52メートル、備考として阿弥陀川地区基盤整備事業となっております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ないようですから討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

— 日程第21 議案第23号 平成21年度蓬田村一般会計予算案

日程第22 議案第24号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第23 議案第25号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第24 議案第26号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計予算案

日程第25 議案第27号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

日程第26 議案第28号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第27 議案第29号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第28 議案第30号 平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

○議長（久慈隆一君） 日程第21、議案第23号平成21年度蓬田村一般会計予算案から日程第28、議案第30号平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案までの8案を一括議題とします。

お諮りいたします。

この8案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第30号までの平成21年度各会計予算8案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

それでは、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため本会議散会后本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席から口頭をもって予算委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時08分 散会

— 上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員